

## 2 第14条《事業年度の特例》関係

### 【新設】（通算子法人に更生手続開始決定があった場合の事業年度）

2-3 更生手続開始の決定を受けた更生会社の事業年度は、会社更生法第232条第2項《法人税法等の特例》の規定により、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、更生計画認可の時（その時まで更生手続が終了したときは、その終了の日）に終了するのであるが、通算子法人が更生手続開始の決定を受けた場合であっても、当該通算子法人が当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度を通じて当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるときは、当該通算子法人の事業年度は、法第14条第3項《事業年度の特例》の規定により当該通算親法人の事業年度と同じ期間となることに留意する。

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第148条の2第2項《法人税法等の特例》又は第321条の2第2項《法人税法等の特例》の更生協同組織金融機関又は更生会社の事業年度についても、同様とする。

### 【解説】

1 会社更生法第232条第2項《法人税法等の特例》では、法人が更生手続開始の決定を受けた場合の事業年度について特例を設けている。すなわち、この場合の更生会社の事業年度は、更生手続の開始の時に終了し、これに続く事業年度は、更生計画認可の時又は更生手続の終了の日を終了することとされている。ただし、その期間が1年を超える場合には1年ごとに打ち切ることとされている。

2 ところで、法人税法における事業年度とは、原則として、法人の会計期間で、法令で定めるもの又は法人の定款等に定めるものをいうこととされている（法13①）が、グループ通算制度に係る事業年度については、法人税法第14条《事業年度の特例》の第2項以降に通算法人（通算親法人及び通算子法人）に係る事業年度の特例の規定として定められている。これらの規定のうち同条第3項では、通算子法人については、その通算親法人の事業年度開始の時に当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものの事業年度は当該開始の日を開始するものとし、その通算親法人の事業年度終了の時に当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものの事業年度は当該終了の日を終了するものとするといったように、通算親法人の事業年度の開始の日又は終了の日に合わせての旨の規定が定められている。

ここで、通算子法人が更生手続開始の決定を受けたことに基因して上記1の更生会社の事業年度の特例が適用され、グループ通算制度に係る法人税の事業年度の期間と異なることとなるような場合に、当該通算子法人は法人税の事業年度について、上記1の会社更生法の規定又は法人税法の規定のどちらによればよいのか、といった疑問が生ずる。

3 この点については、当該通算子法人は、更生手続開始の決定を受けたことにより通算承認の効力を失うことはなく、引き続き当該通算子法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することになるため、法人税法第14条第7項の規定により（すなわち、当該通算子法人の法人税の事業年度について上記1の更生会社の事業年度の特例による期間（法13①）によることとはならず）、同条第3項の規定に従って事業年度を決定することとなる。つまり、通算子法人が更生手続開始の決定を受けた事実をもって、通算子法人の法人税

に係る事業年度がその開始の時を終了するというにはならず、同項の規定による期間をその事業年度として、法人税の申告を行うということになる。本通達の前段では、このことを留意的に明らかにしている。

- 4 また、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第 148 条の 2 第 2 項《法人税法等の特例》又は第 321 条の 2 第 2 項《法人税法等の特例》でも、上記 1 の会社更生法の更生手続開始の決定を受けた場合の事業年度の特例と同様の規定が定められて同様の取扱いとされているところ、これらの規定に定める更生手続開始の決定を受けた通算子法人に係る法人税の事業年度の期間に関して、上記 2 後段と同旨の疑問が生ずる。

この点については、上記 3 と同様、これらの規定の事業年度の特例による期間によるのではなく、法人税法第 14 条第 3 項の規定に従って事業年度を決定することとなる。本通達の後段において、このことを明らかにしている。

- 5 なお、本通達は、連結納税制度における連結事業年度の規定を踏まえつつ、グループ通算制度における通算法人の事業年度の規定が新たに定められたところ、旧法人税法第 15 条の 2 《連結事業年度の意義》に係る取扱いとして定めている連結納税基本通達 1 - 4 - 5 《連結子法人に更生手続開始の決定があった場合の連結事業年度》を、グループ通算制度向けに改組した上でグループ通算通達に移設したものである。